

佐賀県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領

1. 目的

入札時積算数量書活用方式は、営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。

2. 用語の定義

- (1) この要領において「数量基準」とは、公共建築工事積算基準（平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第 196 号）第 5（3）に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」並びに「公共住宅建設工事積算基準」並びに「佐賀県公共建築工事積算基準」をいう。
- (2) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準第 4 に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。
- (4) この要領において「工事費内訳書」とは、佐賀県建設工事等入札心得に基づき、1 回目の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。
- (5) この要領において「工事費内訳明細書」とは、前項の工事費内訳書の金額の根拠となるもので、入札時積算数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に対応する金額を表示するものとする。

3. 対象工事

原則として、佐賀県県土整備部建築住宅課が競争入札に付する営繕工事（公共住宅建設工事を含む。）に適用する。ただし、数量基準を適用しない解体工事等は対象外とする。

4. 対象工事である旨の明示等

- (1) 本方式の対象工事である旨の明示は、現場説明書への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。
- (2) (1) の記載は、別記 1 の記載例によるものとする。
- (3) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、建設工事請負契約書（以下単に「契約書」という。）に別記 2 に掲げる特約条項を追加添付するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、佐賀県建設工事請負契約約款第 25 条に定めるところによるものとする。

5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、電子入札システムに掲載するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、公告に関する質問として行うものとする。

なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、(4)の規定により積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

(3) 工事費内訳明細書の提出

受注者が本方式を実施しようとする場合は、契約締結時に、工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(4) 積算数量に関する協議

ア 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

イ 受注者からの請求によるアの協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

ウ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。

エ ウの協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

附則（令和3年2月19日制定）

この要領は、令和3年4月1日以降に公告する工事に適用する。

ただし、令和2年度以前に設計が完了したもので、この方式により難しいものについてはこの限りでない。

附則（令和5年3月17日改定）

この要領は、令和5年7月1日以降に公告する工事に適用する。

ただし、令和4年度以前に設計が完了したもので、この方式により難しいものについてはこの限りでない。

(別記1) 現場説明書における記載例

1. 入札時積算数量書活用方式の適用

(1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(2) 受注者は、本方式を適用する場合は、工事請負契約書に要領別記2に掲げる特約条項を追加添付しなければならない。

(3) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(4) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(5) (1)の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。

(6) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2. 工事費内訳書及び工事費内訳明細書の提出

(1) 1回目の入札に際し、1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書は、佐賀県建設工事入札心得2(1)による。

(3) 受注者が本方式を実施しようとする場合は、契約締結時に工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(4) 工事費内訳明細書の様式は自由であるが、記載内容は、(1)、(2)の工事費内訳書の金額の根拠となるもので、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの(ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。)でなければならない。なお、工事費内訳明細書を提出しない場合は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合においても、受注者は協議を求めることができないものとする。

(5) 工事費内訳書及び工事費内訳明細書は、1.(4)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(別記2) 特約条項における記載例

特 約 条 項

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

- 1 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が契約締結時に提出した工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、佐賀県建設工事請負契約約款第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。